

東京都都市計画審議会条例の一部を改正する条例（案）

東京都都市計画審議会条例（昭和四十四年東京都条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（責務）

第一条の二 審議会は、都市計画が都市の将来の姿を決め、都民の権利に相当な制限を加えるものであることに鑑み、慎重かつ十分な調査審議を行うよう努めなければならない。

第九条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第三項中「前二条」を「第五条及び第六条」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（意見の聴取等）

第七条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者に対し、出席を求めて意見又は説明を聴くこと、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

（提案理由）

都市計画に関する事項を調査審議する東京都都市計画審議会の調査権限を高めるため、責務規定、意見聴取等を行う規定を加える必要がある。

東京都都市計画審議会条例（昭和四十四年東京都条例第二十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （責務）</p> <p>第一条の二 審議会は、都市計画が都市の将来の姿を決め、都民の権利に相当な制限を加えるものであることに鑑み、慎重かつ十分な調査審議を行うよう努めなければならない。</p> <p>第二条から第六条まで（現行のとおり） （意見の聴取等）</p> <p>第七条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者に対し、出席を求めて意見又は説明を聴くこと、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>（常務委員会）</p> <p>第八条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 第五条及び第六条の規定は、常務委員会に準用する。</p> <p>第九条（現行のとおり）</p> <p>第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条から第六条まで（略）</p> <p>（常務委員会）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二条の規定は、常務委員会に準用する。</p> <p>第八条（略）</p> <p>第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。</p>